

一般社団法人茅野市訪問看護センター
居宅療養管理指導事業及び介護予防居宅療養管理指導事業運営規程

(事業の目的)

第1条 一般社団法人茅野市訪問看護センターが開設する訪問看護ステーションりんどう（以下「ステーション」という。）が行う居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の事業（以下「事業」という。）は、ステーションの看護師等により、居宅要介護者に対して、行われる療養上の管理及び指導を目的とする。

(事業の運営方針)

- 第2条 ステーションの看護師等は、提供に当たっては、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者に対する療養上の相談及び支援を行う。
- 2 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は助言を行う。
 - 3 それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は居宅介護支援事業者等に報告する。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 訪問看護ステーションりんどう
- 2 所在地 長野県茅野市塚原二丁目5番45号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者 看護師 1名

管理者は、ステーションの従業者の管理、指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導の利用の申込みに係る調整、主治医との連携・調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- 2 看護師等
看護師 1名（常勤職員、管理者と兼務）
看護師 12名（常勤職員6名、非常勤職員6人）
保健師 1名（非常勤職員）

看護師、保健師は、医師の指示に基づき、居宅を訪問し、利用者又は家族に対し、居宅療養管理指導等を行う。

- 3 事務職員 1名（常勤職員）

必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

- 3 居宅療養管理指導サービス対応日 営業日とする。
- 4 居宅療養管理指導サービス対応時間 午前9時から午後5時までとする。
- 5 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導の内容)

第6条 指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導の内容は、次のとおりとする。

- 1 居宅療養している要介護者（要支援者）やその家族の療養上の不安や悩みを解決し、円滑な療養生活を送ることを可能にするため、生活上の支援を目的とした看護職員による相談等

(利用料等)

第7条 指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導が法定受領サービスであるときは、その1割の額とする。

- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- ① 事業所から片道10キロメートル未満 無料
- ② 事業所から片道10キロメートル以上 250円

- 3 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、茅野市、原村の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 看護師等は、居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導を実施中に、利用者に病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

- 2 看護職員は、前項について、しかるべき処置をした場合は、すみやかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

第9条 ステーションは、看護師等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 1 採用時研修 採用後3月以内
継続研修 年12回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者

でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は一般社団法人と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。